

令和 7 年生駒市議会（第 6 回）定例会議案

令和 7 年 1 2 月 3 日

生 駒 市

令和 7 年 生 駒 市 議 会 （ 第 6 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 12 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 ～ 2
報告第 13 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	3 ～ 4
報告第 14 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	5 ～ 6
議案第 73 号	令和 7 年度生駒市一般会計補正予算 (第 4 回)	7 ～13
議案第 74 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計補正予算 (第 1 回)	14～16
議案第 75 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)	17～19
議案第 76 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計補正予算 (第 1 回)	20～21
議案第 77 号	生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第 78 号	生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について	23～30
議案第 79 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例の制定について	31～33
議案第 80 号	生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制 定について	34～35
議案第 81 号	生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定に ついて	36
議案第 82 号	子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 3 2 に定める時間に関する経過 措置に関する条例の制定について	37
議案第 83 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	38～39
議案第 84 号	生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事 (その 1) 請負変更契約の締結 について	40
議案第 85 号	生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事 (その 2) 請負変更契約の締結 について	41

議案第 86 号	財産の無償貸付けの変更について	42
議案第 87 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	43
議案第 88 号	生駒市福祉センターの指定管理者の指定について	44
議案第 89 号	生駒市教育委員会委員の任命について	45

報告第 12 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 12 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償額

2, 341 円

2 事案の概要

令和 7 年 3 月 11 日付けで本市消防本部が発令した懲戒処分について、本市公平委員会において、管理監督者の被処分者 1 名の懲戒処分を取り消す裁決がされたことから、不支給となっていた給与・賞与を支給する。このことから、支払いが遅れた期間に応じた遅延利息を損害賠償として支払うものである。

令和 7 年 10 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 13 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和 7 年 12 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結につい
て、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契 約 の 目 的 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 1）
- 2 契 約 の 方 法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契 約 金 額
 - (1) 変更前 352,000,000 円
 - (2) 変更後 354,090,000 円
- 4 契約の相手方 生駒市緑ヶ丘 1419 番地 1
竹田水道工業株式会社 生駒営業所
所長 谷 口 孝 次
- 5 工 期 契約の日から令和 7 年 11 月 28 日まで

令和 7 年 11 月 20 日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 14 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和 7 年 12 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結につい
て、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契 約 の 目 的 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その 2）
- 2 契 約 の 方 法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契 約 金 額
 - (1) 変更前 261,800,000 円
 - (2) 変更後 270,087,400 円
- 4 契 約 の 相 手 方 大阪市北区南森町 2 丁目 4 番 32 号
柳生設備株式会社
代表取締役 福 地 文 雄
- 5 工 期 契約の日から令和 7 年 11 月 28 日まで

令和 7 年 11 月 20 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 7 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

令和 7 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 6 , 9 4 9 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 , 2 1 0 , 9 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		8,173,749	93,883	8,267,632
	2 国庫補助金	1,731,832	93,883	1,825,715
20 繰越金		1,246,820	69,966	1,316,786
	1 繰越金	1,246,820	69,966	1,316,786
22 市債		2,903,500	△26,900	2,876,600
	1 市債	2,903,500	△26,900	2,876,600
歳 入 合 計		49,074,002	136,949	49,210,951

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,790,865	8,618	5,799,483
	2 徴税費	603,763	8,618	612,381
3 民生費		20,452,692	117,916	20,570,608
	2 児童福祉費	9,049,323	117,916	9,167,239
6 土木費		4,185,684	△53,000	4,132,684
	3 都市計画費	1,626,445	△53,000	1,573,445

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		8,391,620	63,415	8,455,035
	5 社会教育費	1,573,103	48,532	1,621,635
	6 保健体育費	1,378,423	14,883	1,393,306
歳 出 合 計		49,074,002	136,949	49,210,951

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
教 育 費	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	5,918
		体 育 施 設 整 備 事 業	42,614

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
地域公共交通活性化事業検討業務	令和7年度から 令和8年度まで	4,000
交通費等助成業務	令和7年度から 令和8年度まで	302,609

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
公園施設 整備事業	70,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換 えることができ る。	22,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換 えることができ る。
体育施設 整備事業	29,000	〃	〃	〃	49,800	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
2 民生費国庫補助金	450,298	93,883	544,181	2 児童福祉費補助金	93,883	就学前教育・保育施設整備交付金	
計	1,731,832	93,883	1,825,715				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 繰越金	1,246,820	69,966	1,316,786	1 繰越金	69,966	前年度繰越金	
計	1,246,820	69,966	1,316,786				

[単位 千円]

(款) 22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
5 土木債	397,100	△ 47,700	349,400	2 都市計画債	△ 47,700	公園施設整備事業債	
7 教育債	2,059,700	20,800	2,080,500	4 社会教育債	20,800	体育施設トイレ改修事業債	
計	2,903,500	△ 26,900	2,876,600				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	単位 千円
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 賦課徴収費	322,893	8,618	331,511				8,618	12 委託料	6,977	税額計算・収納消込等システム委託料	
								13 使用料及び賃借料	1,641	情報システム使用料	
計	603,763	8,618	612,381				8,618				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	単位 千円
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総務費	4,252,589	117,916	4,370,505	93,883 (国補)			24,033	18 負担金補助及び交付金	117,916	就学前教育・保育施設整備交付金	
計	9,049,323	117,916	9,167,239	93,883			24,033				

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目			補正前の額		補正額		計		補正額の財源内訳			区分		金額		説明		単位	千円				
									特定財源			一般財源											
									国県支出金			地方債		その他									
2 公園整備費			905,072		△ 53,000		852,072					△47,700				△5,300		14 工事請負費		△ 53,000		生駒山麓公園整備・補修工事	
計			1,626,445		△ 53,000		1,573,445					△47,700				△5,300							

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債	その他			
2 社会教育施設費	897,438	48,532	945,970		20,800		27,732	12 委託料	生涯学習施設整備委託料 測量等委託料
								14 工事請負費	体育施設整備工事
計	1,573,103	48,532	1,621,635		20,800		27,732		

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債	財源				
						国県 支出金	その他			
3 学校給食材料費	564,256	14,883	579,139				14,883	10 需用費	14,883	賄材料費
計	1,378,423	14,883	1,393,306				14,883			

令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度生駒市の公共施設整備基金特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,918 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,632 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 寄附金		7,280	12,918	20,198
	1 寄附金	7,280	12,918	20,198
歳 入 合 計		9,714	12,918	22,632

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共施設整備基金費		9,714	12,918	22,632
	1 公共施設整備基金費	9,714	12,918	22,632
歳 出 合 計		9,714	12,918	22,632

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 2 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 公共施設整備寄附金	7,280	12,918	20,198	1 公共施設整備寄附金		12,918	
計	7,280	12,918	20,198				

[単位: 千円]

歳出

(款) 1 公共施設整備基金費

(項) 1 公共施設整備基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 公共施設整備基金費	9,714	12,918	22,632			12,918 (寄)		24 積立金	12,918	公共施設整備基金
計	9,714	12,918	22,632			12,918				

[単位: 千円]

令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 7 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 6 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 2 1 6, 4 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		886,619	1,762	888,381
	2 基金繰入金	16,218	1,762	17,980
歳 入 合 計		10,214,704	1,762	10,216,466

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		15,100	1,762	16,862
	1 償還金及び還付加算金	15,100	1,762	16,862
歳 出 合 計		10,214,704	1,762	10,216,466

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 財政調整基金繰入金	16,218	1,762	17,980	1 財政調整基金繰入金	1,762		
計	16,218	1,762	17,980				

[単位 千円]

歳出

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	[単位 千円]
				特定 国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
3 償還金	1,000	1,762	2,762				1,762	22 償還金利子及び割引料	1,762	療養給付費交付金等精算返還金	
計	15,100	1,762	16,862				1,762				

[単位 千円]

議案第 76 号

令和 7 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 令和 7 年度生駒市病院事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度生駒市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業収益	605,312 千円	50 千円	605,362 千円
第 2 項 医業外収益	512,938 千円	50 千円	512,988 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業費	537,584 千円	50 千円	537,634 千円
第 1 項 医業費用	490,843 千円	50 千円	490,893 千円

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 7 年度 生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）実施計画

1 収益的収入及び支出

収 入			(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			605,312	50	605,362	
	2 医業外収益		512,938	50	512,988	
		6 その他医業外収益	0	50	50	寄 附 金

支 出			(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費			537,584	50	537,634	
	1 医業費用		490,843	50	490,893	
		2 経 費	112,784	50	112,834	交 付 金 6,122

議案第 77 号

生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

生駒市スポーツ推進審議会条例（平成 8 年 6 月生駒市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地方スポーツ推進計画」の次に「（同条第 2 項の規定によりこれと一体のものとして定めるスポーツに関連する他の計画を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地域住民の社会体育活動等の普及のため、学校の体育館及び運動場（以下「学校体育施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で開放することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 学校体育施設の開放に関する事務は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

2 学校体育施設の開放については、教育委員会が管理し、その責任を負うものとする。

(学校体育施設の開放を行う学校)

第 3 条 学校体育施設の開放を行う学校は、生駒市立の全ての小学校及び中学校とする。

(学校体育施設の開放日)

第 4 条 学校体育施設の開放日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、

必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（次号において「祝日法による休日」という。）に当たる日及び教育委員会規則で定める除外日を除く。以下「平日」という。）

(2) 日曜日及び土曜日並びに祝日法による休日（教育委員会規則で定める除外日を除く。以下「休日」という。）

（学校体育施設の開放時間）

第 5 条 学校体育施設の開放時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、別表第 1 に定める開放時間以外の時間を開放することができる。

（使用資格）

第 6 条 学校体育施設を使用することができる者は、原則として次に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成されていること。

(2) 責任者としての成年者が含まれていること。

(3) 構成員がおおむね 10 人以上であること。

(4) 営利を目的とする団体でないこと。

（団体の登録）

第 7 条 学校体育施設を使用しようとする団体は、毎年度あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。

（使用の許可）

第 8 条 前条の規定により教育委員会の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、学校体育施設を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受け

なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第9条 教育委員会は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校体育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用をするとき。
- (3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用をするとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) 学校の授業、学校生活等に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 学校の施設を汚損するおそれがあるとき。
- (7) 管理上支障があるとき。
- (8) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 学校の施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（本市の免責）

第11条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しく

は停止した場合において、学校体育施設の使用の許可を受けた登録団体（以下「使用団体」という。）に損害が生ずることがあっても、本市は、これに対して補償の責任を負わない。

（使用料）

第 1 2 条 使用団体は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第 2 のとおりとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、附属設備を使用するためのプリペイドカードを発行することができる。

4 プリペイドカードに係る使用料の額その他プリペイドカードの発行及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用料の減免）

第 1 3 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第 1 4 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第 1 5 条 使用団体は、学校体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備）

第 1 6 条 使用団体は、学校体育施設の使用に関し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第 1 7 条 使用団体は、学校体育施設の使用を終了したとき、又は第 1 0 条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたとき

は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 18 条 使用団体は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、学校の施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 7 条の規定に基づく団体の登録及び第 8 条の規定に基づく使用の許可並びにこれらに係る手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 （第 5 条関係）

1 体育館（平日）

区分	開放時間
小学校体育館	1 6 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0
中学校体育館	1 8 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0

2 体育館（休日）

区分	開放時間
小学校体育館 中学校体育館	9 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0

3 運動場（平日）

区分	開放時間
小学校運動場	1 7 : 0 0 ～ 1 9 : 3 0
中学校運動場	1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 3 0

備考 毎年 5 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間とする。

4 運動場（休日）

区分	開放時間
小学校運動場 中学校運動場	9 : 0 0 ～ 1 9 : 3 0

備考 毎年 5 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間以外の期間は、1 7 : 0 0 までとする。

別表第 2（第 1 2 条関係）

1 体育館（平日）

区分	使用時間	使用料
小学校体育館	1 6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	1 , 0 0 0 円
中学校体育館	1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	1 , 0 0 0 円

備考

- 1 小学校体育館については、上表に掲げる使用時間のうちの 3 時間の使用とする。
- 2 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1 時間につき 3 4 0 円とする。
- 3 市内に在住し、又は在学する中学生以下の者で構成された団体であって、指導者のもとで運営されているもの（以下「青少年等団体」という。）が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 4 上表及び第 2 項の使用料の額には、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

2 体育館（休日）

区分	使用時間	使用料
小学校体育館	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 , 0 0 0 円
中学校体育館	1 2 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	1 , 0 0 0 円
	1 5 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	1 , 0 0 0 円
	1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	1 , 0 0 0 円

備考

- 1 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1 時間につき 3 4 0 円とする。
- 2 青少年等団体が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 3 上表及び第 1 項の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

3 運動場（平日）

区分	使用時間	使用料
小学校運動場	17 : 00 ~ 19 : 30	700円
中学校運動場	18 : 00 ~ 19 : 30	400円

備考

- 1 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1時間につき250円とする。
- 2 青少年等団体が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 上表及び第1項の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

4 運動場（休日）

区分	使用時間	使用料
小学校運動場	9 : 00 ~ 13 : 00	1,000円
中学校運動場	13 : 00 ~ 17 : 00	1,000円
	17 : 00 ~ 19 : 30	700円

備考

- 1 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1時間につき250円とする。
- 2 青少年等団体が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 上表及び第1項の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

5 附属設備

市長の定める額

議案第 79 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規
定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつて
は、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定す
る地域限定保育士）」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」
に改める。

(生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 2 条 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平

成 26 年 12 月生駒市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））。第 4 項において同じ。）」を加える。

第 29 条第 1 項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第 31 条第 1 項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小

規模保育事業所Ｂ型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第３４条第３項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所Ｃ型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士）」を加える。

第４４条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第４７条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条に定めるもののほか、基準府令の定めるところによる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 4 条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年奈良県条例第 39 号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年奈良県条例第 22 号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年奈良県条例第 25 号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 43 号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 82 号

子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32の条例で定める時間は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	4時間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	5時間

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 3 7 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2 9 条の 2—第 2 9 条の 7）」を
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2 9 条の 2—第 2 9 条の 7）」を
第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8・第 2 9 条の 9）に改める。

第 2 9 条中「警報」の次に「（法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 2 9 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 84 号

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）請負変更契約
の締結について

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）について、下記のとおり
請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例（昭和３９年４月生駒市条例第２号）第２条の規定により、議会
の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 ３５５，３００，０００円
- 4 契約の相手方 大阪市北区南森町２丁目４番３２号
柳生設備株式会社
代表取締役 福 地 文 雄
- 5 工 期
 - (1) 変更前 契約の日から令和８年２月２７日まで
 - (2) 変更後 契約の日から令和８年３月３１日まで

令和７年１２月３日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その２）請負変更契約
の締結について

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その２）について、下記のとおり
請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例（昭和３９年４月生駒市条例第２号）第２条の規定により、議会
の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その２）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 ３８８，３００，０００円
- 4 契約の相手方 大阪市北区南森町２丁目４番３２号
柳生設備株式会社
代表取締役 福 地 文 雄
- 5 工 期
 - (1) 変更前 契約の日から令和８年２月２７日まで
 - (2) 変更後 契約の日から令和８年３月３１日まで

令和７年１２月３日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 86 号

財産の無償貸付けの変更について

下記のとおり財産の無償貸付けの変更をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 貸付けをする財産

(1) 種 類 土地

(2) 所 在 地 生駒市高山町9969番地外3筆

(3) 面 積

ア 変更前 8, 223. 68平方メートル

イ 変更後 8, 627. 94平方メートル

2 貸 付 け の 期 間

ア 変更前 契約の日から令和8年3月31日まで

イ 変更後 契約の日から令和13年3月31日まで

3 貸 付 け の 相 手 方 大阪市西区九条南1丁目4番18号

国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所

所長 中 西 健一郎

4 貸 付 け の 目 的 国において施行する国道163号バイパス工事における残土の仮置き場として使用させるため

令和7年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書会館、生駒市コミュニティセンター、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンター I S T A はばたき及び芸術会館^{みらく}美楽来

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

いこま学びの輪パートナーズ

構成団体（代表） 株式会社ザイマックス関西

大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号

構成団体 株式会社日比谷花壇

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 12 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会
生駒市元町1丁目6番12号
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 89 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 友 岡 清 一

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和7年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史